

白井市行政経営審議会 令和6年度第4回会議

日 時 令和6年10月11日（金）
午後6時30分から
場 所 白井市役所東庁舎101会議室

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 基本方針1・取組項目の検討
 - ・現指針・取組項目の成果・実績〔説明〕
 - ・新指針・取組項目の検討〔審議〕
 - (2) その他
- 4 閉会

【取組達成度】○…達成 △…一部未達成 ×…未達成（成果なし）

指針	実施計画		主な成果・取組み	取組達成度	備考
	第1次	第2次			
1 市民参加の充実	①市民参加の活性化	無作為抽出による市民参加の充実	●	○	通常業務における取組へ移行（令和4年度～）
	②公益的な市民活動持続のための支援	しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化	●	○	『総合計画・総合計画実施計画』への位置付けに移行（令和4年度～）
		地域防災力向上支援	●	△	第1次計画（令和4年度）をもって取組終了
	③市民との協働のまちづくりの推進	提案型協働事業補助制度の推進	●	×	『総合計画・総合計画実施計画』への位置付けに移行（令和4年度～）
		参加型講座の実施	●	○	『総合計画・総合計画実施計画』への位置付けに移行（令和4年度～）
		市民提案制度の実施	●	—	第1次計画（令和4年度）をもって取組終了
	④市民が市民を支える資源循環の在り方の模索	市民が市民を支える寄付の仕組みづくり	●	×	第1次計画（令和4年度）をもって取組終了

現行政経営指針の成果・取組実績

【基本方針1 市民自治のまちづくり】

【取組達成度】○…達成 △…一部未達成 ×…未達成（成果なし）

指針	実施計画	第1次		主な成果・取組み	取組達成度	備考
		第1次	第2次			
2 地域コミュニティづくりの推進	①地域コミュニティの必要性の啓発	地域コミュニティの必要性の啓発	●	- 啓発チラシの配布 - 転入者へ自治会加入チラシの配布 - 各センターにおける地域コミュニティ事業の実施 - 自治会加入率：H30 63.8% → R5 57%	△	通常業務における取組へ移行（令和4年度～）
	②地域との関係性の多様化・時代に合った関係性の構築	地域学校協働活動の推進	●	「地域学校協働活動」（※）の仕組みを検討したが、国の施策の変更等により、平成30年度をもって検討を中止した。 ※地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する仕組みのこと	×	平成30年度をもって取組終了
		職員のコーディネート人材の育成	●	- 市民や地域と有機的な関係性を築き、協働を推進できる職員を育成するため、平成28年度からコーディネート型人材職員育成研修を毎年度実施 ※令和3年度より研修参加者を5か年計画で指名	○	『総合計画・総合計画実施計画』への位置付けに移行（令和4年度～）
	③地域の課題解決に向けた取組の支援	地域担当職員制度導入による地域づくり支援	●	小学校区単位のまちづくりを推進するための地域担当職員制度を導入、小学校区ごとの支援チームを結成（R2～）	○	第1次計画（令和4年度）をもって取組終了
	④地域自治の発展の支援	まちづくり協議会設立の促進	●	- 地域担当職員制度の導入や担当課による支援により、3小学校区において、小学校区単位で地域が一体となって地域課題を解決する組織（小学校区まちづくり協議会）を設立の支援をした。（R4.1-2） - 新たに1小学校区の設立を目指し、支援を行っている。	○	『総合計画・総合計画実施計画』への位置付けに移行（令和4年度～）
3 情報共有の徹底と可視化	①広報・ICTを活用した情報提供の充実	情報提供戦略に関する計画に基づく情報提供	●	- 令和2年度において情報提供計画の策定が完了した - LINE公式アカウントの開設（R2～） - 市HPをデバイスごとに最適化された表示になるよう改修 【主な情報提供ツール】 広報（英語版、音声版を含む）、HP、各種SNS（X、Instagram、Youtube、Facebook）、メール配信サービス	○	第1次計画（令和4年度）をもって取組終了
		広聴の充実	●	- H31年4月から市民から寄せられた意見とその回答について、1か月ごとに市HP等で公表（分野別に掲載） - 既存の広聴方法（市長への手紙、タウンミーティング、ミニ懇談会）に加え、新たな広聴方法を検討したが、他自治体の状況等を踏まえ、創設には至らなかった。	△	第1次計画（令和4年度）をもって取組終了
		オープンデータの推進	●	令和4年度にDX推進の専門部署が設置されたが、事業の優先順位の都合から、事業が進んでいない。	×	
	②身近なところからの情報の共有	市民との話し合いの方法の見直し	●	各種計画の策定等において、市民とのワークショップを行っている。	○	『情報提供計画』への位置付けに移行（令和4年度～）
	③行政課題を抱える市民等への地域の情報提供	社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などとの更なる連携に向けた協議	●	- 多様な主体による見守り・助け合いの活動の創出を支援する生活支援サービス体制整備事業を社会福祉協議会に委託。同事業を通じて民生委員児童委員、地区社会福祉協議会と連携。 - 高齢者福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会などが参加する地域ケア推進会議を定期的に開催し、地域の課題を抽出、共有 - 地区担当保健師が、地区社会福祉協議会の総会や定例会に出席し、地域の課題や取り組みを共有 - 独居高齢者に対する電話による見守りの実施について、地区社協と連携	○	『情報提供計画』への位置付けに移行（令和4年度～）
	④部局横断的な職員の話し合いの場づくり	職員間の情報共有	●	- 各課の講座やイベント情報等を庁内システムにより全庁的に情報共有している - 部局横断的な話し合いや情報共有を行う場として庁内システムの各種ツールを活用（電子会議室、アンケート機能）	○	第1次計画（令和4年度）をもって取組終了

行政経営指針 基本方針 1 市民自治のまちづくり 改定案

現 行	改 定 案
1. 市民参加の充実	1. 市民参加の充実
① 「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。	① 「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。
② 公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。	② 公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。
③ 市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。	③ 市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。
④ 市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄付や投資を通じた地域活動支援を拓くなど、市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します。	④ 市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄付や投資を通じた地域活動支援を拓くなど、市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します。
2. 地域コミュニティづくりの推進	2. 地域コミュニティづくりの推進
① 自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。	① 自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。
② 地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。	② 地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。
③ <u>各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。</u>	③ <u>各小学校区に配置した地域担当職員により、小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。</u>
④ <u>小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。</u>	整理・統合
3. 情報共有の徹底と可視化	3. 情報共有の徹底と可視化
① <u>広報やICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。</u>	① <u>市民等の属性に適した提供手段を活用し、ニーズに応じた情報提供の充実を図ります。</u>
② <u>出前講座やワークショップなどを開催し、</u> <u>身近なところから</u> <u>情報の共有を進めます</u>	② <u>出前講座・ワークショップの開催やICT（情報通信技術）の活用などにより、身近なところから双方向の情報の共有を進めます</u>
③ <u>行政課題を抱える市民等に対して、地域に関する情報をわかりやすく提供します。</u>	整理・統合
④ 課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくります。	③ 課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくります。

行政経営指針 基本方針 1

市民自治のまちづくり

白井市第5次総合計画では、将来像の「ときめきと みどりあふれる 快活都市」を実現するため、まちづくりの進め方を「情報・共有」「持続可能な行財政運営」「参加・協働」の3つの柱により取り組むこととしています。

この3つの柱を有機的に結びつけ、さらに行政経営改革として取り組むためには、「行政主導」から脱却し、「市民自治」の考え方を尊重していくことが必要です。

「市民自治」とは、まちづくりの主体が市民であることを原点とし、市民が自分たちでできることと市に委ねることを考え、実践していくことです。

市は、市民、市民活動団体、民間事業者（以下「市民等」といいます。）や地域が自主的に活動することを尊重するとともに、市民等や地域において実践が困難で、公共性の高いものについては、*補完性原理の考え方に基づき、市が補完していくことが必要となります。

市民等は、自分たちにできることを考え、多角的な連携・協力を図りながら実践する（自助・共助）とともに、市は自助や共助の現状と可能性を踏まえながら、課題解決に向けた取り組みを行います（公助）。今後、自助・共助・公助の境界線が流動化していくことが予想されるだけに、必要最小限度の公助を保障した上で、市民と市との役割分担をつねに捉え直しながら、協働のまちづくりに努めます。

こうした補完性原理の考え方を基本に、行政経営改革に取り組むことによって、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実現できるまちを目指します。

1. 市民参加の充実

まちづくりの中心は市民です。市が担っている部分は一部でしかありません。

市が市民を巻き込むだけでなく、市が市民の活動に巻き込まれていくことも重要です。

その考え方を具現化するためには、第一に、市民が自分たちでできることを考え、地域の諸活動に参加していくことによって、市民力が活かされることが必要です。

第二に、市民が行政活動のさまざまな過程に参加していくことによって、市民の意思と知恵が行政活動に活かされていくことが必要です。

第三に、市民と市が対話しながら一緒にまちをつくるという理念の下に、互いの立場や役割などを認め合い、協働してまちづくりを進めていくことも必要です。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。
- ②公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。
- ③市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。
- ④市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄付や投資を通じた地域活動支援を拓くなど、市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します。

*「補完性原理」とは、より小さな単位でできることは、その自主性と自立性を尊重し、小さな単位で対応できないことについては、同意に基づいて、より大きな単位が補完していくことをいう。この原理は、各単位（個人・家族、近隣社会・地域コミュニティ、市民活動団体・民間企業、基礎自治体、広域自治体、国家、国際社会、共同体・団体）の相互関係のあり方を導き、それぞれの権限や役割を見直す基準として用いられている。

2. 地域コミュニティづくりの推進

個人の価値観の多様化や少子高齢化の進行などに伴い、自治会への加入率が年々低下し、地域コミュニティを維持することが厳しくなっています。

地域コミュニティの重要性を示す例として、阪神淡路大震災では、地震発生直後、一時的に家屋に閉じ込められ、自力で脱出できなかった被災者のうち、自衛隊や警察、消防などの行政機関によって救助された人の割合は、全体の2割程度であり、残りの8割にあたる人は、近隣住民によって救出されました。震災後の避難所では、共同生活のため、被災者にとって大きなストレスとなるところですが、普段から付き合いがある住民同士であれば、助け合いながら避難所生活を送ることにつながりやすかったこと、また、復興計画を立てる段階においても、普段から交流のある住民同士であれば、合意形成を図りやすかったことなどから、地域コミュニティの大切さが再評価されています。

これからの地域コミュニティは、地域資源（ヒト・モノ・カネ・情報）が行き交う結節点と捉え、多様な主体が分野横断的に取り組むことが求められています。

このため、自治会活動の活性化はもとより、小学校区を基本に、福祉・子育て・防犯・防災などのさまざまな分野について、地域の課題やその解決方法を協議する「まちづくり協議会」の設立を進め、地域コミュニティの構築と活性化を図ります。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。
- ②地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。
- ③各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。
- ④小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。

3. 情報共有の徹底と可視化

市民自治を進めるためには、情報共有が必要です。

情報を共有する際には、市民等と市との情報共有、市民等相互の情報共有、職員相互の情報共有の3つの視点で取り組むことが重要です。

市民等と市との情報共有では、市は、まちの特性や課題に関する情報を発信するとともに、市民等がわかるように市民等にとってのコストと成果を明らかにすることが必要です。加えて、市民等と向き合い、声を聞き、市民等と市がまちの情報を相互に共有していくことも必要です。

市民等相互の情報共有では、市民等は、まちづくりを「自分事」として捉え、積極的な情報交換や話し合いを通じて、情報を相互に共有していくことが必要です。

職員相互の情報共有では、行政課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合いを行い、情報を相互に共有していくことが必要です。

そして、市は、情報共有の徹底を図るため、必要な行政情報を工夫し、簡単でわかりやすく可視化していきます。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①広報やICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。
- ②出前講座やワークショップなどを開催し、身近なところから情報の共有を進めます。
- ③行政課題を抱える市民等に対して、地域に関する情報をわかりやすく提供します。
- ④課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくります。

1 県内類似団体等との令和4年度決算比較から見る白井市の特徴

〔第2回会議資料3の振り返り〕

人口1人当たり比較

【歳入】

○個人市民税の収入額が、**大きい**（14 市中 2 位）（⇔ 地方交付税収入額）

○地方交付税の収入額が、**小さい**（14 市中 11 位）（⇔ 市税）

○国県支出金の収入額が、**小さい**（国県いずれも 14 市中 14 位）

【歳出】

○職員人件費の支出額が、**小さい**（14 市中 14 位）

○維持補修費（道路、公共施設等の修理管理費）の支出額が、**小さい**（14 市中 2 位）

○民生費（各種福祉費）の支出額が、**小さい**（14 市中 14 位）

○衛生費（健康対策、母子保健、公害対策等）の額が、**小さい**（14 市中 13 位）

○教育費（学校教育、文化スポーツ振興等）の額が、**大きい**（14 市中 3 位）

【その他】

○財政調整基金残高（市の貯金額）が、**小さい**（14 市中 12 位）

（参考）令和4年度類似団体（5団体） 3つの財政指標の比較

○人口1人当たりの財政調整基金（貯金）の額が、**小さい**（5市中5位）

○人口1人当たりの地方債（借金）の額は、平均程度（5市中3位）

	四街道市	茂原市	袖ヶ浦市	東金市	白井市
R2国調人口（人）	93,576	86,782	63,883	58,219	62,441
対白井市比	1.50	1.39	1.02	0.93	1.00
財政調基金残高（千円）	4,663,697	3,449,198	2,743,457	2,517,358	2,071,735
※人口1人当たり	49,839円	39,746円	42,945円	43,239円	33,179円
対白井市比（人口1人当たり）	1.50	1.20	1.29	1.30	1.00
地方債現在高（千円）	21,660,326	37,460,834	16,943,155	19,785,908	20,905,545
※人口1人当たり	231,473円	431,666円	265,222円	339,853円	334,805円
対白井市比（人口1人当たり）	0.69	1.29	0.79	1.02	1.00
経常収支比率（%）	88.9	95.6	89.6	86.8	89.7

2 近隣自治体（印西市・鎌ヶ谷市・八千代市）との令和4年度決算比較

○人口1人当たりの財政調整基金（貯金）の額が、比較的**大きい**

○人口1人当たりの地方債（借金）の額が、**大きい**



	八千代市	鎌ヶ谷市	印西市	白井市
R2国調人口（人）	199,498	109,932	102,609	62,441
対白井市比	3.19	1.76	1.64	1.00
財政調整基金残高（千円）	3,200,220	2,603,727	9,465,866	2,071,735
人口1人当たり	16,041円	23,685円	92,252円	33,179円
対白井市比（人口1人当たり）	0.48	0.71	2.78	1.00
地方債現在高（千円）	42,355,400	36,588,585	13,605,742	20,905,545
人口1人当たり	212,310円	332,829円	132,598円	334,805円
対白井市比（人口1人当たり）	0.63	0.99	0.40	1.00
経常収支比率（%）	95.0	95.4	85.7	89.7

歳入

単位：千円

	八千代市	鎌ヶ谷市	印西市	白井市
市税	30,555,634	14,121,185	23,357,535	9,754,267
地方交付税	2,781,459	4,999,391	130,002	1,726,466
国県支出金	20,752,597	12,315,640	11,913,578	5,808,714
地方債	2,996,000	2,040,100	2,259,700	1,243,719
その他	16,641,123	9,982,467	12,421,674	5,889,075
合計	73,726,813	43,458,783	50,082,489	24,422,241
対白井市比	3.02	1.78	2.05	1.00

目的別歳出

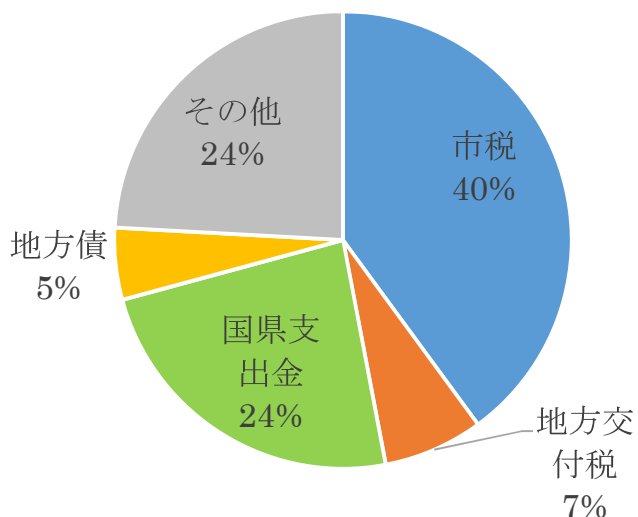
単位：千円

	八千代市	鎌ヶ谷市	印西市	白井市
議会費	397,022	271,786	278,917	183,348
総務費	8,279,725	4,791,786	5,996,560	3,025,929
民生費	30,084,388	17,570,286	17,355,497	8,451,875
衛生費	8,041,726	4,325,021	4,705,780	2,122,166
労働費	11,879	3,972	0	0
農林水産業費	379,708	146,858	492,119	103,959
商工費	1,079,931	448,495	1,367,539	433,113
土木費	3,941,484	2,781,147	4,343,288	1,792,067
消防費	2,359,386	1,503,557	2,249,061	1,262,257
教育費	10,160,509	5,138,298	8,334,595	3,808,781
災害復旧費	0	0	0	0
公債費	5,777,003	3,735,664	1,586,440	1,887,436
合計	70,512,761	40,716,870	46,709,796	23,070,931
対白井市比	3.06	1.76	2.02	1.00

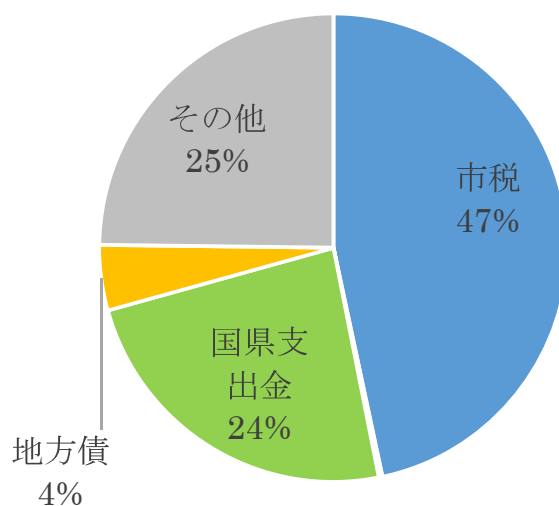
【近隣自治体（印西市・鎌ヶ谷市・八千代市） 歳入構成比】

- いずれの市町村も 市税 + 地方交付税（使途が限定されていない財源）の割合が、40%～50%となっており、その内訳が異なる（※）だけで、歳入全体の構成比はおおむね変わらない。
※市税が少ないと、国からの地方交付税が増える → 地方財政の平準化

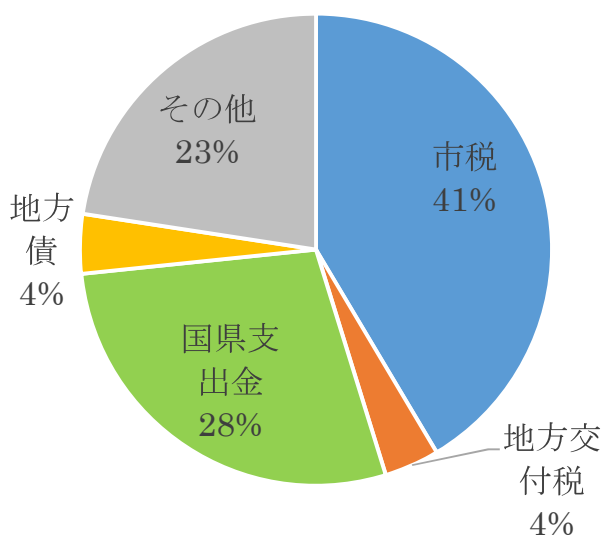
白井市



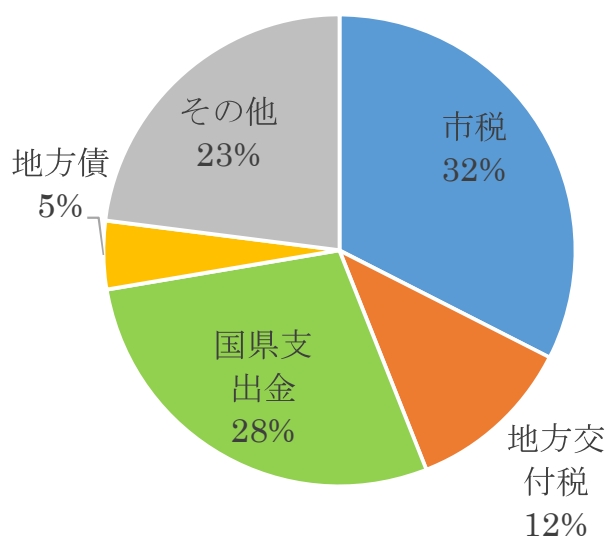
印西市



八千代市



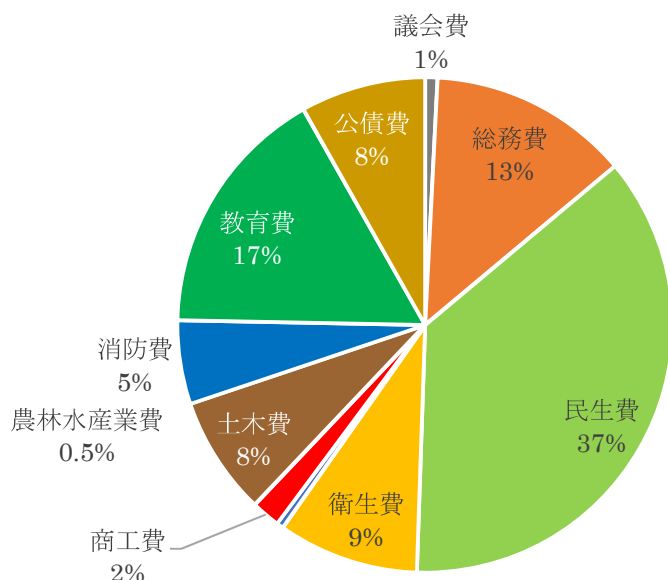
鎌ヶ谷市



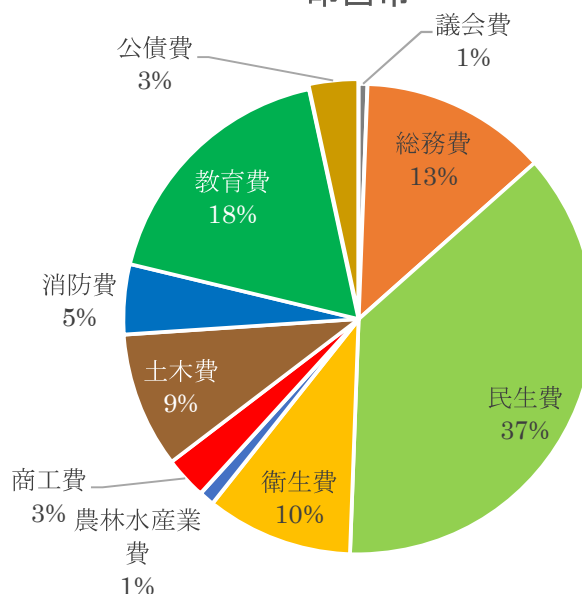
【近隣自治体（印西市・鎌ヶ谷市・八千代市） 目的別歳出構成比】

○いずれの市も、構成比に若干の数値の差があるが、割合が高い経費は、①民生費（各種福祉費）、②教育費（学校教育・文化スポーツ振興費等）、③総務費（人事、企画、徴税など他部門に属さない経費）になっている。

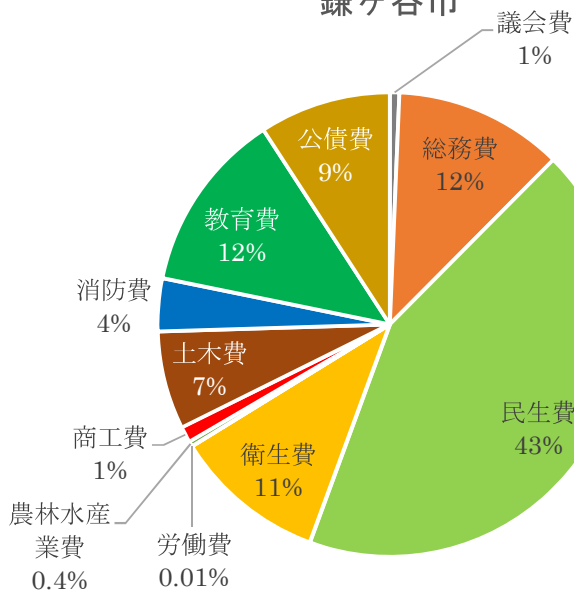
白井市



印西市



鎌ヶ谷市



八千代市

